

特別養護老人ホーム第二松園ハイツ サービス利用料金

多床室

1割負担の方

サービス利用料金(1日及び1ヶ月当たり)

平成30年4月1日～

区分	基本料金	食事負担	居住費	1日当たり 合計	1ヶ月当たり(31日) 合計
要介護1	653円	1,440円	840円	2,933円	90,923円
要介護2	721円	1,440円	840円	3,001円	9,3031円
要介護3	791円	1,440円	840円	3,071円	95,201円
要介護4	859円	1,440円	840円	3,139円	97,309円
要介護5	925円	1,440円	840円	3,205円	99,355円

◆基本料金に含まれる各種加算

◎基本料金 介護保険利用時の1割自己負担額です。下記の加算が含まれた料金となります。

①個別機能訓練加算・・・機能訓練指導員を配置しております《12円/日》。

②栄養マネジメント加算・・・管理栄養士による栄養マネジメントを実施しています《14円/日》。

③看護体制加算(Ⅰ)・・・常勤の看護師を1名配置しています《6円/日》。

④日常生活継続支援加算(Ⅰ)・・・ご利用者の重度化により国家資格のある介護職員を一定割合配置し、安定した介護サービスの提供を行っています《36円/日》。

⑤夜勤職員配置加算(Ⅰ)・・・夜間帯における介護体制強化のための職員配置をしています《28円/日》。

◎初期加算・・・入所後30日間に限り、30円/日が加算となります。

◎介護職員処遇改善加算(Ⅰ)として《上表の基本料金×8.3%/日》が加算となります。

◎療養食加算・・・医師の発行する食事箋に基づいて、各種療養食(糖尿病食等)を提供することができます《18円/日》。

◎経口維持加算(Ⅰ)・・・経口による食事摂取を継続させるため、医師の指示により管理栄養士が経口維持支援を行います《400円/月》。

◎看取加算・・・医師が終末期にあると判断した入所者にご本人・ご家族の同意を得ながら看取り介護を行います《144～1280円/日 亡くなる前30日を限度》。

◆食事負担 食費は1日3食の場合であり、その内訳は次の通りです。全額自己負担となりますが、世帯全員が市町村民税非課税の方などは、軽減されます(下表参照)。

朝食・・・400円 昼食・・・520円 夕食・・・520円

※経管栄養は、同料金となります。

◆居住費 4人部屋多床室の利用料金です。全額自己負担となりますが、世帯全員が市町村民税非課税の方などは、軽減されます(下表参照)。

※入院、外泊等の場合は、1ヶ月に6日を限度(月をまたぐ場合は最大で12日間に、246円/日が、一割自己負担額の代わりにいただきます)。

◆上記以外のサービス(利用料金の全額をご負担いただきます。)

◎理容サービス 1回あたり 1,000円～2,300円

◎クリーニング料金(特別衣類等) 実費(クリーニング業者へ依頼します)

◎金銭管理サービス 1日あたり 50円

【 当施設の居住費・食費の負担額 】

世帯全員が市町村民税非課税の方(市町村民税非課税者)や生活保護を受けておられる方は、施設利用・ショートステイの居住費(滞在費)・食費の負担が軽減されます。

[単位:円](日額単位)

利用者負担段階	居住費	食費
第1段階	0	300
第2段階	370	390
第3段階	370	650
第4段階	840	1,440

※介護保険の改正等により、料金は変わる場合がございます。

特別養護老人ホーム第二松園ハイツ サービス利用料金

多床室

2割負担の方

サービス利用料金(1日及び1ヶ月当たり)

平成30年4月1日～

区分	基本料金	食事負担	居住費	1日当たり 合計	1ヶ月当たり(31日) 合計
要介護1	1,306円	1,440円	840円	3,586円	111,166円
要介護2	1,442円	1,440円	840円	3,722円	115,382円
要介護3	1,582円	1,440円	840円	3,862円	119,722円
要介護4	1,718円	1,440円	840円	3,998円	123,938円
要介護5	1,850円	1,440円	840円	4,130円	128,030円

◆基本料金に含まれる各種加算

- ◎基本料金 介護保険利用時の1割自己負担額です。下記の加算が含まれた料金となります。
 - ①個別機能訓練加算・・・機能訓練指導員を配置しております《12円/日》。
 - ②栄養マネジメント加算・・・管理栄養士による栄養マネジメントを実施しています《14円/日》。
 - ③看護体制加算(Ⅰ)・・・常勤の看護師を1名配置しています《6円/日》。
 - ④日常生活継続支援加算(Ⅰ)・・・ご利用者の重度化により国家資格のある介護職員を一定割合配置し、安定した介護サービスの提供を行っています《36円/日》。
 - ⑤夜勤職員配置加算(Ⅲ)・・・夜間帯における介護体制強化のための職員配置をしています《28円/日》。
- ◎初期加算・・・入所後30日間に限り、30円/日が加算となります。
- ◎介護職員処遇改善加算(Ⅰ)として《上表の基本料金×8.3% /日》が加算となります。
- ◎療養食加算・・・医師の発行する食事箋に基づいて、各種療養食(糖尿病食等)を提供することができます《18円/日》。
- ◎経口維持加算(Ⅰ)・・・経口による食事摂取を継続させるため、医師の指示により管理栄養士が経口維持支援を行います《400円/月》。
- ◎看取加算・・・医師が終末期であると判断した入所者にご本人・ご家族の同意を得ながら看取り介護を行います《144～1280円/日 亡くなる前30日を限度》。

◆食事負担 食費は1日3食の場合であり、その内訳は次の通りです。全額自己負担となりますが、世帯全員が市町村民税非課税の方などは、軽減されます(下表参照)。

朝食・・・400円 昼食・・・520円 夕食・・・520円

※経管栄養は、同料金となります。

◆居住費 4人部屋多床室の利用料金です。全額自己負担となりますが、世帯全員が市町村民税非課税の方などは、軽減されます(下表参照)。

※入院、外泊等の場合は、1ヶ月に6日を限度(月をまたぐ場合は最大で12日間に、246円/日が、一割自己負担額の代わりにいただきます)。

◆上記以外のサービス(利用料金の全額をご負担いただきます。)

- ◎理容サービス 1回あたり 1,000円～2,300円
- ◎クリーニング料金(特別衣類等) 実費(クリーニング業者へ依頼します)
- ◎金銭管理サービス 1日あたり 50円

【 当施設の居住費・食費の負担額 】

世帯全員が市町村民税非課税の方(市町村民税非課税者)や生活保護を受けておられる方の場合は、施設利用・ショートステイの居住費(滞在費)・食費の負担が軽減されます。

[単位:円](日額単位)

利用者負担段階	居住費	食費
第1段階	0	300
第2段階	370	390
第3段階	370	650
第4段階	840	1,440

※介護保険の改正等により、料金は変わる場合がございます。

利用者負担段階と対象者について

◆第1段階

生活保護を受けている方

または、世帯員全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受給している方

◆第2段階

世帯員全員及び配偶者が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方

かつ、本人の預貯金等が1000万円以下(配偶者がいる場合は夫婦合わせて2000万円以下)の方

◆第3段階

世帯員全員及び配偶者が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える方

かつ、本人の預貯金等が1000万円以下(配偶者がいる場合は夫婦合わせて2000万円以下)の方

◆第4段階

本人が住民税非課税で、世帯の中に住民税課税納税者がいる方

または、本人が住民税非課税となっている方

または、配偶者が住民税課税となっている方

または、本人の預貯金等が1000万円を超える(配偶者がいる場合は夫婦合わせて2000万円以下)の方